

てだこ浦西駅交通結節機能強化検討会 開催要綱

(名称)

第1条 本会は、「てだこ浦西駅交通結節機能強化検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 沖縄都市モノレールてだこ浦西駅（駅周辺の交通広場及び高架下等を含む）の交通結節機能強化に関する整備計画の策定に向け、駅に求められる乗換機能の強化及び利便性向上、賑わい創出等に関して、有識者、交通事業者、地域団体等を含めた幅広い視点において意見交換することを目的として開催する。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる構成員、オブザーバー（以下、「構成員等」という。）を持って組織する。

- 2 構成員等の任期は、本要綱施行日から令和8年3月31日までとする。
- 3 構成員等の変更や追加は、会議により決定するものとする。
- 4 構成員等は、やむを得ない事情により会議に参加できないときは、代理者を出席させることができる。

(検討会の運営)

第4条 検討会は、第2条の事項を検討するため、必要に応じ事務局が招集する。

- 2 検討会には座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 座長及び事務局は、検討会の進行を行う。
- 4 座長が職務を遂行できない場合は、座長が指名する構成員等がその職務を代理する。
- 5 座長は必要に応じて構成員等以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 やむを得ない事由により検討会の開催が困難な場合においては、事務局が資料等を構成員等に送付し、その意見を徴し、それをもって検討会の開催に代えることができる。

(守秘義務)

第5条 構成員等は、個人情報など公開することは望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(情報公開)

第6条 検討会の会議は、原則公開とする。ただし、事務局は、公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができます。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、浦添市都市建設部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項等は、検討会が別に定める。

附則

本規約は、令和7年8月4日から施行する。

てだこ浦西駅交通結節機能強化検討会 名簿

【構成員】

| 区分 | 所属等 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 有識者 | 琉球大学 工学部 教授 神谷 大介 |
| | 株式会社さびら 事業推進統括 石垣 綾音 |
| 行政機関 (国・県・市 町村) | 内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 企画室 室長 |
| | 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課 課長 |
| | 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 課長 |
| | 沖縄県 土木建築部 道路街路課 課長 |
| | 沖縄県 土木建築部 道路管理課 課長 |
| | 沖縄県 企画部 交通政策課 課長 |
| | 沖縄県 文化観光スポーツ部 観光振興課 課長 |
| | 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 都市モノレール室長 |
| | 浦添市 都市建設部 都市計画課 課長 |
| | 宜野湾市 建設部 都市計画課 技幹 |
| | 西原町 建設部 都市整備課 主幹 |
| | 西原町 総務部 企画財政課 主幹 |
| | 中城村 企画課 課長 |
| 関係事業者 | 浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合 事務局長 |
| 交通事業者 | 沖縄都市モノレール株式会社 常務取締役 |
| | 一般社団法人 沖縄県バス協会 常務理事 |
| | 一般社団法人 沖縄県レンタカー協会 専務理事 |
| | 一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会 事務局長 |
| 関係団体 | 特定非営利活動法人 バリアフリーネットワーク会議 代表 |
| | 浦添市女性連合会 会長 |
| | 浦添商工会議所 常議員 |

【オブザーバー】

| 所属 |
|------------------------|
| 内閣府 沖縄振興局 参事官(振興第一担当)付 |

【事務局】

| 所属 |
|-----------------------|
| 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 |
| 浦添市 都市建設部 都市計画課 |